



新型コロナウイルス感染症対策に 係る緊急要望書

令和3年6月4日
茨城県

要 望 書

本県における新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大防止に加えて社会経済活動との両立を図ることが極めて重要であるとの認識から、昨年5月に「茨城版コロナ Next」として独自の対策指針を策定し、病床稼働率などの客観的な指標を用い、現状と対策を4つのステージに分類して示すことにより、「政策決定プロセスの透明性」を確保し、県民に対する安心・信頼性を担保してまいりました。

第3波の感染拡大において、本県では、感染の拡大防止や医療崩壊を食い止めるべく、県独自の緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出や移動の自粛、飲食店への営業時間短縮を要請するなど、国と同等の感染対策を講じてきたところであります。

また、変異株の脅威にさらされている現在の第4波においても、本県の感染拡大傾向の立ち上がりを早期に捉え、直近1週間の新規陽性者数が人口1万人当たり1.5人以上となった市町村を「感染拡大市町村」として指定し、不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮を要請するとともに、国の基本的対処方針において「まん延防止等重点措置区域」に対して義務付けられている飲食店への見回りについて、県職員等からなるキャラバン隊により早期から対応するなど、県独自の対策を先手先手で講じることにより、感染を一定程度に抑制してまいりました。

しかしながら、国と同等の感染対策を講じているにも関わらず、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置地域とそれ以外の地域において、営業時間短縮の要請に応じた飲食店への協力金の支給額には差が生じておりますほか、関連事業者への一時支援金や雇用調整助成金、休業支援金等においても、宣言地域等とそれ以外の地域との取扱いに差が生じている状況がございます。

医師不足が顕著な本県においては、感染拡大は医療崩壊につながるリスクが極めて高いことから、今後も各種対応を強化するとともに、県民生活及び県民経済を守るための様々な方策を検討しているところではありますが、より実効性のある取組とするため、下記事項について要望いたします。

令和3年6月4日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 感染拡大防止・物資供給・医療体制の整備

○まん延防止等重点措置の機動的な運用等 (内閣官房)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波を早期に封じ込め、社会経済活動への影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の初期において速やかに強力な対策を講じることが極めて有効である。緊急事態宣言を発出せざるを得ない状況に至ることを避けるため、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす「おそれ」があるまん延を防止することを目的として創設された、当該措置の本来の趣旨に鑑み、地域の感染状況や医療提供体制等を把握している自治体の判断を尊重し、要請があった際には、速やかに適用可能となるよう、実効性ある運用を行うこと。

また、地域の感染状況や実情に応じた対策を、よりきめ細かく大胆に講じることができるよう、基本的対処方針を変更すること。

○検査体制の拡充 (厚生労働省)

新型コロナウイルス変異株の感染拡大が懸念される中、感染拡大防止と国民・企業の安心感・納得感を高めて日常の活動を回復させていくためには、早期に新型コロナウイルス感染症患者を発見する必要があるため、PCR検査を始めとする検査体制をより一層拡充すべきである。

重症化リスクの高い高齢者の感染拡大を防止するため、高齢者・障害者福祉施設従事者などに対するPCR検査等の予防的検査について、感染拡大地域に限らず、自治体の判断で広く行政検査として行うことを認めるとともに、迅速かつ幅広い検査に必要な唾液による抗原定性検査等の新たな技術開発を進めること。

○新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施 (厚生労働省、内閣官房)

ワクチンの種類や量、供給時期、副反応の事例・分析結果等の情報を含め、具体的な供給スケジュールや配分量等について速やかに示すとともに、医療従事者や高齢者などの優先接種者を始め、接種を希望する者すべてが接種可能な量のワクチンを迅速かつ確実に確保・供給すること。

なお、接種に係る医療従事者の確保が課題になっていることから、各種

団体への派遣の働きかけに加え、自衛隊の医官や看護官の派遣を行うなど国として必要な支援を行うこと。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費については、医療従事者の確保やシステム入力に係る医療機関の負担軽減など、接種が進む中で生じた課題に対しても的確に対応できるよう、執行時期などの条件をつけずに、地域の実情に応じて幅広く補助対象経費を認め、国が全額補助することを明確にすること。

併せて、都道府県が行う「大規模接種」について、必要となる経費は全て国負担により接種を行う制度設計を図ること。また、8月以降に都道府県が大規模接種会場を設置する費用も国が全て負担することを明確にすること。

早期に真の接種終了を実現するためには、市町村が直面する課題を的確に把握し、具体的な対策を迅速に実施することが極めて重要であることから、国は、自治体のワクチン接種が遅れる要因を丁寧に汲み取り、把握した課題に具体的に対応する支援を実施することに力を入れること。

○感染防御資機材の供給 (厚生労働省、警察庁)

医療機関、軽症者宿泊施設、自宅療養者等が感染防御のために必要とする資機材を、引き続き、国の責任において調達・供給するとともに、市場流通の適正化を図ること。

また、警察では、空港、湾岸、病院等におけるトラブル防止のための警戒警備を実施するとともに、混乱に乗じた各種犯罪の抑止と取締りの徹底等を図る必要があるため、引き続き、このような警察活動の遂行に必要な感染防御資機材の供給について、特段の配慮を行うこと。

○医療提供体制の整備支援 (厚生労働省)

全国的に医師の偏在があることから、医師少数県等において、新型コロナウイルスなどの新たな感染症の患者が急増した場合でも適切な医療が提供できるよう、国において、主体的に医師派遣を行うなど、各地域の医療提供体制の整備を支援すること。

○医療機関への財政的支援 (厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関が必要な医療提

供体制を整備できるよう、緊急包括支援交付金の拡充及び柔軟な運用を行うこと。

また、医療機関においては、受診控え等により、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず減収が生じていることから、診療報酬や補助等のさらなる財政支援を行うこと。

2 雇用機会・社会経済活動・学習環境の維持確保

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

(内閣府、総務省)

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念されることから、地域経済がそれを克服できるまでの十分な期間について、今後の感染状況も踏まえ、必要に応じた予備費の活用も含め、交付金の増額を機動的に行うほか、国の令和3年度予算に計上される国庫補助事業等に係る地方負担額についても交付対象とするとともに、即時対応特定経費交付金の期限を撤廃するなど、財政措置を十分に行い、確実な地方財政措置を講じること。

また、地域の実情に応じた柔軟な対策を一定期間にわたり行う必要があることや、繰越事業についても執行残が生じる可能性があるため、基金への積立要件の弾力化や事業期間の延長、繰越手続きの簡素化、実施計画の変更承認の柔軟化など、自由度の高い柔軟な制度とすること。

また、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、引き続き、減収補てん債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じること。

○協力要請推進枠による公平な支援に向けた制度拡充（内閣官房、内閣府）

国の緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置地域とそれ以外の地域において、営業時間短縮の要請に応じた飲食店への協力金の支給額に差が生じていることから、休業や営業時間短縮、不要不急の外出自粛の要請が円滑に行えるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠について、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置地域以外の地域においても、要請時期にかかわらず十分な額を支給するとともに、引き続き、国として全面的な財政措置を講じること。

○一時支援金及び月次支援金による公平な支援に向けた制度拡充

(経済産業省)

一時支援金及び月次支援金について、緊急事態宣言対象区域等の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や支給要件の緩和を行うこと。

○雇用調整助成金等の特例措置や休業支援金等の更なる拡充（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の長期化の及ぼす影響により、雇用に対する情勢が深刻化しつつあることから、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置地域以外の地域においても、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・休業給付金の更なる対象拡充・延長を行うこと。

○地域公共交通の維持・確保に向けた支援

(国土交通省)

長期化する新型コロナウイルス感染症に伴う人々の行動変容の顕在化により、利用者のさらなる減少を招き、交通事業者の経営基盤は一段と深刻な状況となっていることから、地域の公共交通事業者が今後も感染拡大防止を図りながら、継続的に地域住民の移動手段を維持・確保し、地域経済の発展・成長を支えていけるよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金制度の構築や、既存補助事業の補助率の嵩上げなど、経営支援に資する財政支援を図ること。

○生活福祉資金特例貸付に係る原資積み増し

(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった世帯の生活の安定を図るため、生活福祉資金貸付制度の要件を緩和する特例措置が設けられているところだが、特例措置により貸付申込みが増大し、貸付原資のほか、貸付けに係る事務費、債権管理に係る事務費の増加が見込まれる状況となっている。

貸付業務の円滑な遂行及び実施主体である県社会福祉協議会の負担軽減を図るため、貸付原資並びに貸付け及び債権管理に係る事務費の積み増しのための財政措置を、適切な時期に確実にを行うこと。

○感染症に備えた避難所環境の整備

(内閣府)

避難所における良好な生活環境の確保に向け、避難所内感染の防止など必要な対策の充実を図ること。また、感染防止に必要な物資の備蓄や調達を支援するとともに、それらの平時からの財政措置を講ずること。

○学習環境の維持確保に向けた財政支援の継続

(文部科学省)

学校では、「新しい生活様式」を踏まえた日常生活を送るための衛生環境の整備に加え、子どもの健康に対する意識向上や1人1台端末の整備に伴う新たなICT活用能力の向上など、教員の負担が増しており、教員以外の多様な人材の活用により対応しているところである。

学校教育活動の充実と働き方改革、新型コロナウイルス感染症への対応ができるよう、スクール・サポート・スタッフや、学習指導員などの外部人材の配置のための財政支援を継続して講じるとともに、補助対象外とされた5学級以下の小規模校への配置拡充を図ること。

3 経済活動の回復

○観光需要喚起策

(国土交通省)

新型コロナウイルス感染症の長期化も見据え、継続的な観光需要喚起策の実施や、地方に自由度の高い財政支援を講じるとともに、県域を超える広域的な人流を伴う観光需要喚起策の実施にあたっては、観光事業者・旅行者双方が安心して利用できるよう、旅行者のPCR検査の実施などの感染防止対策を組み込んだ制度設計を早急に検討すること。

また、訪日外国人旅行者の需要回復のためのプロモーションにあたっては、ゴールデンルート等の特定の地域に偏ることなく、活気を取り戻した地方の観光地の様子や魅力を積極的に発信し、訪日旅行への不安を払しょくすること。

さらには、中長期的な視点に立ち、地方公共団体やDMO等が行う稼げる観光地域づくりや、新たな観光ビジネスモデルの創出に資する取組に対し、積極的な財政支援を講じること。

○航空便の運航再開時における水際対策の徹底 (厚生労働省、国土交通省)

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入国制限措置によ

り、茨城空港の国際線は全路線が運休となっているが、今後、入国制限が緩和され、国際線の運航が再開される場合、県内観光事業者等が安心してインバウンド受入れに対応できるよう、検疫をはじめとする空港関係者と十分な調整を行った上で、国の責任において、PCR検査等に必要なスペースの確保や、検査結果が陽性の場合の宿泊療養施設等の確保について対応すること。

また、今後の入国制限緩和の見通しに応じ、検疫所の人員増強、最先端技術の活用等による体制の強化を図ること。